

お知らせ

「高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）」を支給します

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者の方を支援し、平成28年前半の個人消費の下支えとなるよう、年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します。

支給対象者

平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者（注1）のうち、平成28年度中に65歳以上となる方（昭和27年4月1日以前に生まれた方）

（注1）基準日（平成27年1月1日）に佐渡市に住民登録がされている方で、平成27年度分の住民税が課税されていない方（ただし、住民税等の申告がないため課税状況が不明の方や、課税されている方の扶養親族等や生活保護の受給者等は除きます）

※電話での課税状況等のお問い合わせについては、本人確認ができないため回答できません。あらかじめご理解をお願いします。

支給額 対象者1人につき3万円 申請書の提出方法

4月下旬に、支給対象者に該当すると思われる方に申請書等を郵送し

ます。申請書に必要な事項を記入の上、同封の返信用封筒で郵送してください（市役所、各支所・行政サービスセンターの窓口でも受け付けます）。

お問い合わせ

市役所給付金事務室

☎63-3117

または、各支所・行政サービスセンター窓口

「振り込め詐欺」や「個人情報詐取」にご注意ください

ご自宅や職場などに、佐渡市や厚生労働省（の職員）などがかかった電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたら、迷わず、市役所や最寄りの警察署または警察相談専用番号（☎9110）にご連絡ください。

平成28年4月から障害者差別解消法が施行されました

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」は、障がいのある方への差別をなくすことで、障がいのある方もない方も共に生きる社会をつくることを目指しています。

障害者差別解消法とは

国の行政機関・地方公共団体等および民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置について定めた法律です。障がいの

ある方もない方も障がいの有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

障がいを理由とする差別とは

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするようなどきよめをしないこと。

障がいのある方から何らかの配慮を求め、意思の表明（注1）があつた場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁（注2）を取り除くために必要で合理的な配慮を行うこと

が求められます。こうした配慮を行わないことで、障がいのある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

（注1）意思の表明の注釈：本人の意思表示が困難な場合には、その家族や介助者などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

（注2）社会的障壁とは：障がいのある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。（利用しにくい施設、制度、慣行、觀念など）

お問い合わせ

市役所社会福祉課障がい福祉係
☎63-5113
FAX 63-5121

障害者差別解消法では次のように定めています

	不当な差別的取扱いの禁止	障がいのある方への合理的配慮の提供
国の行政機関・地方公共団体等	× 禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます	法的義務 合理的配慮を行わなければなりません
民間事業者 ※民間事業者には、個人事業者やNPO等業の非営利事業者も含まれます	× 禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます	努力義務 合理的配慮を行うよう努めなければなりません
例えば	障がいを理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません	筆談や読み上げなど、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段で対応すること

◆合理的配慮について、重すぎる負担がある場合は、障がいのある方に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することを含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。